

令和6年1月16日

一宮市水道事業等会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者  
小塚重男

一宮市上下水道部管理規程第1号

一宮市水道事業等会計規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等会計規程(平成25年一宮市上下水道部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第33条 略	第33条 略 (立替払) <u>第33条の2 次に掲げる経費は、職員に立替払をさせることができる。</u> <u>(1) 事業現場、出張先等又は夜間若しくは休日において緊急かつ予期できない経費でその総額が1件10,000円未満のもの</u> <u>(2) 資金前渡、概算払又は前金払によっても支払が不可能なもので、かつ、あらかじめ企業出納員が立替払を承認したもの</u> <u>2 職員は、前項の規定により立替払をしたときは、帰庁後又は支払後直ちに精算書を作成し、正当債権者の領収書を添えて、立替払をした金額について精算をしなければならない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規程は、公布の日から施行する。